

大牟田市産業支援センター入居、退去の手続きについて

大牟田市産業支援センターへ入居を希望される場合には、次が標準的な流れです。
また、退去の際の手続きも次のとおりです。

1. 入居

- ①入居条件等の事前確認を行ったうえで、入居希望申込書を提出。
 - ・産業振興課から直接入手
 - ・インターネットからダウンロード(市ホームページより)
- ↓
- ②産業振興課より「大牟田市産業支援センター使用許可申請書」を入手
- ↓
- ③「大牟田市産業支援センター使用許可申請書」に所要事項を記入し、添付書類を添付し提出
 - ◆添付書類
 - (1) 定款又はこれに準じるもの (2) 商業登記事項証明書 (3) 事業概要書
 - (4) 前事業年度の貸借対照表及び損益計算書 (5) 役員名簿
 - (6) 市町村税の納税証明書 (7) 暴排資料(誓約書、役員等名簿及び照会承諾書)
 - (8) その他(パンフレット等)
- ↓
- ④申請書を基に、大牟田市産業支援センター評議委員会に諮問し、入居の許諾について意見を求める。
 - ◆申請者から評議委員会に対しプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
- ↓
- ⑤評議委員会の意見を基に入居決定 又は⑤' 入居否決
- ↓
- ⑥「大牟田市産業支援センター使用許可書」の交付
- ↓
- ⑦敷金の納付及び大牟田市エコサルクセンター条例並びに同条例施行規則の規定を遵守する旨の「誓約書」の提出
- ↓
- ⑧使用開始

2. 退去

- ①許可期間終了日以前に退去を希望する場合は、「大牟田市産業支援センター使用中止届」を、使用中止する日の3カ月前までに提出
- ↓
- ②使用機材等の搬出を終了した時点で、「大牟田市産業支援センター退出に係る原状回復届」を提出
- ↓
- ③原状回復届を基に市からの現地確認を受け、敷金返還請求書を提出
- ↓
- ④敷金返還